

○児童虐待の防止等に関する法律

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三法六三）
本則七条（平成二九・四・一施行）

（児童虐待の定義）

第一条（修正略）

一―三（略）

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（配偶の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条（修正略）

② 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設（職員その他の者の協力を得つつ当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせるものとする。

一―四（改正より追加）

③ 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

（警察署長に対する援助要請等）

第一〇条（修正略） 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合又は同項の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

②③（略）

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第二十三条の三（市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十一条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を行う家庭の福祉に配慮をしなければならない。）

②―④（略）

新第一六条（改正より追加）

第一六条（修正後の第一七条）

（罰則）

第一七条 第十二条の四第一項の規定による命令（同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。（改正後の第一八条）

第一八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。（改正後の第一九条）